

「リフォーム」で住宅をより快適にしましょう！

住宅リフォーム支援事業再開のお知らせ

市では、市民生活向上のため住環境の整備と経済対策を目的として、リフォーム補助金を建物所有者に交付します。

● どんな人と建物が対象となるの？

世帯全員に市税等の滞納が無い市民が所有する、市内の**建築後 10年以上経過(平成 19 年以前に建設)**した現在居住している住宅やマンションで、**着工前に補助申請し認定された住宅**が対象となります。**本年度は、過去に住宅リフォーム支援事業補助金の交付を受けた方でも申請が可能です。**

● 補助金はいくらもらえるの？

リフォームに掛かる工事費用のうち、補助対象と認められる費用(補助対象工事費^{※1})の**30パーセント、20万円が上限で太田市金券**での支給となります。

当リフォーム支援事業で補助を受ける工事部分については、太田市の他の補助事業と重複して申請する事はできません。

※1-1 補助対象と認められる費用の具体例は裏面を参照してください。

※1-2 補助対象工事費が10万円以上となることが条件となります。

● どんな工事が対象となるの？

市内施工業者が行う^{※2}住宅リフォーム工事で、**平成 30 年 2 月 28 日**までに完了するものが対象となります。

※2-1 市内に住所を有する法人(本社・支店・事業所・営業所等問わない)または個人業者であることが条件となります。

※2-2 元請けは市内施工業者に限ります。

※2-3 元請けが直接施工しない場合は、市内施工業者が下請け先として施工した箇所のみ補助対象となります。(市外の下請け業者が施工した工事分は、補助対象外となります。)

● いつまで受け付けるの？

平成 29 年 4 月 17 日から 8 月 31 日まで、建築住宅課専用窓口(市役所 9 階)にて受け付けます。詳しくは、リフォーム支援事業専用電話 **47-1955**(直通)まで



補助対象と認められる費用の具体例

区 分	工 事
外装工事	屋根の葺替、塗装、防水、雨樋の改修その他の屋根工事
	外壁の張替、塗装の改修その他の外壁工事
	サッシ、ドア及びガラスの改修その他の建具工事
内部工事	床材、壁材、天井材の張替、防音及び断熱その他の内装工事、塗装工事、左官工事又はタイル工事等
	ドアの改修、襖の表替、二重サッシの設置その他の建具工事
	畳の入替、表替その他の畳工事
建築設備工事	ユニットバス化、浴槽の更新等（内部工事に関連して行うものに限る。） その他の浴室工事
	エアコン、24時間換気設備の更新等その他の空調設備工事 （内部工事に関連して行うものに限る。）
	システムキッチン、ガスコンロ、洗面台、便器、給水管、排水管及びガ ス管の更新等その他の給排水衛生設備工事、ガス設備工事 （内部工事に関連して行うものに限る。）
	給湯器（ボイラー等）の更新等その他のガス設備工事 （外装・内部工事に関連して行うものに限る。）
	配線、コンセント、アンテナ、端子盤の盛替え等その他の電気設備工事 （外装・内部工事に関連して行うものに限る。）
	住宅用火災警報器の設置
その他の工事	外装工事、内部工事、建築設備工事に関連して行う解体工事
	段差の解消、手すりの設置その他バリアフリー化のための工事 （市の他の制度による補助金等の交付を受けようとするもの、又は受け ているものを除く。）
	基礎・土台・柱・壁その他構造部分の耐震補強工事、これに伴う解体工事 （市の他の制度による補助金等の交付を受けようとするもの、又は受け ているものを除く。）

補助対象と認められない具体例

工事費	外構工事費、カーテン、ブラインド等
	別棟の物置や車庫に関する工事費
	広告塔や広告看板に等に関する工事費
機器等の更新のみ	冷暖房機器、キッチン、ガスコンロ、給湯器、温水洗浄便座、照明器具、 アンテナ、端子盤等の機器本体の購入費や単純な電気製品等の更新
施工業者要件	市内に住所を有する法人等が施工しない工事 例：所有者自らが行う工事、市外業者が施工を行う工事等

※ 補助対象に関するご質問等は、お手数ですが見積書等をご持参いただき、建築住宅課に
事前相談をお願いします。